

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 5 月 31 日
 東京都作業部会確認年月日 令和元年 6 月 5 日

事業名 競技会場における飲食提供業務委託

案件名 同上

確認の視点	東京都の見解			備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、競技会場における選手、選手団等への飲食提供に係る委託業務である。</p> <p>よって、大会に必要な経費として、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 4 分の 1 相当額を東京都が負担する事項である。</p>			
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本件は、大会オペレーションの一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と言える。</p>			
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能など)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	<p>本件は、競技会場内の飲食提供業務を委託する事業であり、大会の成功には必須である。</p>		
	効率性	<p>本件は、類似性のある会場毎にグルーピングし発注することで受託事業者数をできる限り抑えており、受託事業者それぞれで対応が必要となるセキュリティ要件、調達コードの遵守などオリンピック特有の要件に係る経費を最小限に抑えられるよう配慮されている。</p>		
	納得性	<p>本件は、複数者の見積もりを徴取し、比較検討の上、発注額を計上している。</p> <p>さらに、一般競争入札「総合評価方式」により、請負事業者を決定することとしている。</p>		
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>本件は、競技会場の運営の一環として無償で提供する食事費用を計上しており、大会運営に必要な業務であることから、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>併せて、発注金額が V 3 予算内に収まっていることを確認した。</p>			

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。